

平成20年度施設使用料適正化に関する検討報告書

平成21年2月3日

施設使用料適正化プロジェクトチーム

はじめに

施設使用料については、「豊島区行政改革大綱」(昭和 60 年 10 月策定)の方針に基づき、受益者負担の適正化、公平化を図るため、概ね 3 年ごとに見直しを行っています。今回は平成 15 年度に検討を進め、16 年 10 月から一部施設を対象に料額の改定を実施しました。

その後、地方自治法の改正により、公の施設の管理に係るこれまでの「管理委託制度」に代わり、新たに「指定管理者制度」が創設されたことから、公の施設を取り巻く環境は、前回見直し時と比べ大きく変化してきています。本プロジェクトチームが検討の対象とする施設についても、現在その半数以上で指定管理者制度が採用されています。

こうした状況を勘案する中で、本プロジェクトチームに新たに「指定管理者導入施設課題検討チーム」を設置し、指定管理者制度のもとにおける受益者負担のあり方について検討しました。同時に、前回の料額改定より 4 年が経過することから、平成 19 年度の決算額に基づき施設コストの実態と受益者負担の状況を調査し、料額の見直しについても検討を行いました。

また、集会施設などと目的・機能において大きく異なる学童クラブ及び幼稚園の使用料についても、それぞれの所管課での検討を受け、本プロジェクトチームにおいても改めて検討を加えました。

その結果、以下のとおり結論を得たので、ここに報告します。

平成 21 年 2 月 3 日

施設使用料適正化プロジェクトチーム

リーダー(政策経営部長) 横 田 勇

目 次

はじめに

施設使用料の見直しについて P 1

- 1．見直しの考え方
- 2．過去の改定状況
- 3．見直しの対象施設
- 4．検討にあたって

受益者負担の現状 P 4

- 1．調査対象施設
- 2．施設コストと使用料収入の算定方法
- 3．施設コストと使用料収入の状況

料額見直しの検討結果について P 9

- 1．公の施設及び目的外使用施設
- 2．学童クラブ利用料
- 3．幼稚園保育料

参考資料 P 1 3

- 1．施設コストと使用料の乖離状況【直営施設】 P14
- 2．施設コストと使用料の乖離状況【直営施設】(前回比較) P16
- 3．施設使用料適正化プロジェクトチーム検討経過 P24
- 4．施設使用料適正化プロジェクトチーム名簿 P25

別添資料 P 2 7

- 1．指定管理者導入施設課題検討チーム検討結果報告 P29
- 2．学童クラブ利用料について(検討報告) P37
- 3．区立幼稚園保育料等見直し検討結果について P43

施設使用料の見直しについて

1. 見直しの考え方

区は、区民サービスの向上を図るため、各種の公の施設を設置しています。施設使用料については、施設の利用に際し利用者から徴収する金銭で、地方自治法第 225 条を根拠に、具体的な料額等は条例で定められています。施設サービスの受益が原則としてサービスを利用する特定の者のみに及ぶという観点から、施設を利用する人と利用しない人との「負担の公平」を考え、利用する人に応分の負担をしていただくという受益者負担の原則に基づき徴収するものです。

負担が公平であるか否かを判断するためには、施設コストと受益者負担または税負担との関係を定期的に把握する必要があります。

本区では、受益者負担の適正化を図り、区民負担の公平を確保するため、昭和 60 年 10 月策定の「豊島区行政改革大綱」の方針に基づき、原則として 3 年ごとに見直しを行っています。

2. 過去の改定状況

過去の改定状況は、表 1 のとおりです。

表 1 過去の改定状況

改定年度	改定状況	基本改定率	PT報告年月日	調査対象決算年度	備 考
S57年度	S57.6.1(改定)	38.6%	S57.1.7	S55年度	
S61年度	S61.6.1(改定)	23.1%	S61.1.17	S59年度	
(H1年度)	H1.6.1(見送り)	—	S63.12.14	S62年度	・報告書の中で提案された改定率(5.1%)
(H4年度)	H4.6.1(見送り)	—	H3.10.7	H2年度	・報告書の中で提案された改定率(8.8%)
H8年度	H8.10.1(改定)	13.9%	H8.1.11	H6年度	
(H10年度)	H10.6.1(見送り)	—	H11.1	H9年度	
H12年度	H12.10.1(改定)	20.0%	H11.12.24	H10年度	・報告書の中で提案された改定率(50%) ・算定方式の見直し (改定を見送った施設) ・自転車駐車場 ・幼稚園
H13年度	(幼稚園) H13.6.1改定 (自転車駐車場) H13.7.1改定	(幼稚園) 20% (自転車駐車場) 25%	H13.1.19	H11年度	(無料施設の有料化/13.10.1適用) ・区民集会所 ・男女平等推進センター ・目的外使用施設 ・学校開放施設
H16年度	H16.10.1(改定)	20.0%	H15.12.10	H14年度	(改定を見送った施設) ・宿泊施設 ・学童クラブ ・幼稚園 ・目的外使用施設 ・学校開放施設 (料額を据え置いた施設) ・自転車駐車場
H17年度	(幼稚園) H17.6.1改定 H19.4.1改定	33.3% 25.0%	H16.12月	H15年度	H17.6.1改定(月額6,000円→8,000円) H19.4.1改定(月額8,000円→10,000円)

3. 見直しの対象施設

表2に示した現行有料の「公の施設」及び「行政財産の目的外使用施設」を対象に検討を行いました。

表2 見直し対象施設

区分	施設名	使用料徴収根拠条例	運営形態
公の施設	・豊島区民センター	・区民センター条例	指定管理者
	・豊島公会堂	・公会堂条例	
	・勤労福祉会館	・勤労福祉会館条例	
	・目白庭園(赤鳥庵)	・目白庭園条例	
	・地域文化創造館	・地域文化創造館条例	
	・舞台芸術交流センター(あうるすぽっと)	・舞台芸術交流センター条例	
	・熊谷守一美術館	・熊谷守一美術館	
	・体育館(豊島、巣鴨、雑司が谷)	・体育施設条例	
	・体育場(総合、西巣鴨)		
	・池袋スポーツセンター		
	・三芳グラウンド		
	・西池袋温水プール		
	・自転車駐車場	・自転車等駐車場条例	直営(委託)/ 指定管理者
・区役所構内駐車場	・区役所構内駐車場条例	直営	
・生活産業プラザ	・生活産業プラザ条例		
・南池袋斎場(式場・和室)	・南池袋斎場条例		
・男女平等推進センター	・男女平等推進センター条例		
・区民集会室・上池袋コミュニティセンター	・区民集会室条例		
・学童クラブ	・学童クラブ条例		
・幼稚園	・幼稚園条例		
行政財産の 目的外使用施設	・東部区民事務所の集会室等	・行政財産使用料条例 ・区有施設目的外使用要綱	直営
	・西部区民事務所の集会室等		
	・地域区民ひろばの集会室等		
	・駒込福祉作業所の会議室		
	・児童館の集会室等		
	・豊島清掃事務所の会議室		
	・長崎健康相談所の講堂		
	・文化観光課の会議室		
・学校開放施設	・学校設備使用条例		

4. 検討にあたって

(1) 「学童クラブ」及び「幼稚園」

区民センターなど貸室を主な目的とする集会施設と機能等が大きく異なり、集会施設と同様の考え方で整理するのは困難であるため、個別に検討を行うこととしました。

(2) その他の施設

平成15年6月の地方自治法の改正により、公の施設の管理に関するこれまでの「管理委託制度」に代わり、新たに「指定管理者制度」が創設されたことから、前回(15年度)の検討において見直しの対象とした施設の半数以上で同制度が導入されています。

そのため、本プロジェクトチーム内に新たに「指定管理者導入施設課題検討チーム」を設置し、指定管理者制度のもとにおける受益者負担のあり方について検討を行いました。

その結果、別添資料1「指定管理者導入施設課題検討チーム検討結果報告」(P29)のとおり報告を受け、本プロジェクトチームにおいても改めて検討した上、この内容を了承しました。

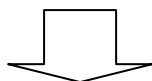
《指定管理者導入施設課題検討チーム検討結果報告》

以下抜粋(P31)

1 指定管理者導入施設の使用料改定について

(1) 基本的な考え方

- ・ 指定管理者の導入は、区が公の施設を運営するための手段であり、直接的には区民と無関係である。
- ・ 指定管理者を導入するか否かは、政策的判断によるもので流動的である。



指定管理者が導入されているか否かに関わらず、公の施設については共通の方法で使用料を改定することが望ましい。

この報告を受け、指定管理者制度を採用している施設についても、区直営施設と同様の考え方にに基づき、使用料の見直しについて検討を行いました。

受益者負担の現状

1. 調査対象施設

表2の「見直し対象施設」から学童クラブ及び幼稚園を除き調査を実施しました。

2. 施設コストと使用料収入の算定方法

(1) 受益者負担の基本的な考え方

施設を定期的に維持管理するための費用を対象経費(施設コスト)とし、これを受益者負担(使用料収入)によって賄うことを原則とします。

(2) 施設コストの範囲

施設コストは、資本的(投資的)経費と経常的経費に大きく分けることができますが、両経費と受益者負担または税負担との関係を、表3のとおり整理しました。

表3 経費と負担との関係

施設コスト		負担
資本的 (投資的) 経費	①土地の購入費	公費(税)
	②建物の建設費	
	③高額備品の購入費	
	④初度調弁	
経常的 経費	⑤維持管理に係る人件費	受益者(使用料)
	⑥消費的支出	
	⑦建物の維持補修費	公費(税)
	⑧物件費に含まれる土地建物の賃借料・敷金	

上記(1)の考え方にに基づき、施設利用者に負担を求める施設コストの範囲を、「維持管理に係る人件費」及び「消費的支出」とします。したがって、及び以外の経費については、公費(税)負担とします。

維持管理に係る人件費

使用申請の受付や許可書等の交付事務、使用料の徴収事務、各種保守等の契約事務など、施設の維持管理に必要な人件費に限定します。

したがって、施設において行われる様々な事業の運営にかかる人件費分は除外します。

消費的支出（物件費及び補助費等）

支出の効果が当該年度あるいは短期間限りで終わるもので、具体的には消耗品費・光熱水費及び各種の保守点検等委託経費などの物件費、火災保険等の保険料や報償費などの補助費等をいいます。

なお、物件費に含まれる土地・建物の賃借料及び敷金は経常的な経費ですが、資本的支出に類似した性格を有するため除外しています。

（３）施設コストの算定方法

施設コスト	=	維持管理に係る人件費	+	消費的支出
-------	---	------------	---	-------

維持管理に係る人件費

業務実態を精査し、施設の維持管理に限定した場合の従事人数の割合を求め、これに平均給与額（ ）を乗じ算定します。

平成 19 年度決算における給与、職員手当等（退職手当を除く）及び共済費の合計額を 19 年度の執行人員数で除して算出します。

19 年度の平均給与額は 8,648 千円となります。

消費的支出

一部の区民集会室や目的外使用施設は複合施設であるため、当該施設部分のみにかかる経費の算出が困難な場合があります。この場合には、当該施設のコストとして明確に算定できるものだけに限定します。

例えば、区民ひろばと区民集会室との複合施設における光熱水費が 10 万円であった場合、区民集会室部分のみの額が正確に算定できないときは、経費として計上していません。

また、消費的支出の原価計算に伴う消費税については、従来どおり使用料への転嫁は行わず、控除することとしています。

(4) 使用料収入の算定方法

$$\text{使用料収入} = (\text{施設使用料} + \text{附帯設備使用料}) + \text{減免分の収入換算額}$$

実際に収入された施設使用料及び附帯設備使用料と減免分の収入換算額の合計額とします。

減免対象となった収入換算額を加えるのは、減免制度が政策的見地から設けられているものであり、実際の利用実態を反映させることが望ましいと判断されるためです。

3. 施設コストと使用料収入の状況

(1) 類似施設のグループ化

施設コストは、個々の施設の規模や機能によって相違しており、また、使用料収入も当該施設の地理的条件などに応じた利用状況により差が生じています。

そのため、個々の施設を独立採算的に捉えるのではなく、施設の目的や機能によって類似施設をグループ化し、そのグループ内で施設コストを平準化する方法を従来から採用しており、今回も踏襲することとします。

具体的には、次の区分により施設を分類することとします。

【公の施設】

広域的集会施設

区内全域あるいは区外居住者の利用を対象としている施設

地域的集会施設

周辺地域の区民利用が想定され、主に貸室的な役割を果たしている施設

その他の集会施設で個別に取り扱う施設

目白庭園の貸室部分及び南池袋斎場

体育施設

体育館、体育場などのスポーツ施設

その他個別に取り扱う施設

自転車駐車場及び区役所構内駐車場

【目的外使用施設】

開放施設としての集会施設

学校開放施設

(2) 施設コストと使用料収入の乖離状況

以上の算定方法に基づき、対象施設における19年度決算による施設コストと使用料収入を調査した結果は、表4-1・4-2のとおりです。

表4-1 施設コストと使用料収入の状況

金額単位:千円

施設名	施設コスト				使用料収入			乖離状況	前回(14年度決算)乖離状況
	人件費	消費的支出	自主事業を除く比率(注)	計	施設使用料 設備使用料	減免分の 収入換算額	計	施設コスト/ 使用料収入	
※網掛けは指定管理者施設	a	b	c	d=(a+b)*c	e	f	g=e+f	h=d/g	
広域的集會施設	79,713	212,052		290,687	173,190	31,742	204,932	1.42 倍	1.28 倍
区民センター・公会堂	37,056	120,562	1.00	157,618	112,855	21,253	134,108	1.18 倍	1.21 倍
勤労福祉会館	40,927	66,843	0.99	106,692	43,696	2,974	46,670	2.29 倍	1.52 倍
生活産業プラザ		20,509	1.00	20,509	15,773	5,217	20,990	0.98 倍	0.99 倍
男女平等推進センター	1,730	4,138	1.00	5,868	866	2,298	3,164	1.85 倍	2.03 倍
地域的集會施設	164,196	167,533		315,661	81,475	7,252	88,727	3.56 倍	4.13 倍
地域文化創造館 ※南大塚ホール含	134,708	94,839	0.93	213,479	61,832	3,919	65,751	3.25 倍	3.24 倍
区民集會室※上池袋コ ミュニティセンター含	29,488	72,694	1.00	102,182	19,643	3,333	22,976	4.45 倍	6.90 倍
目白庭園(赤鳥庵)	6,586	11,156	0.87	15,436	4,285	0	4,285	3.60 倍	3.87 倍
南池袋斎場	12,269	13,170	1.00	25,439	18,751	0	18,751	1.36 倍	1.48 倍
体育施設	241,378	257,509		439,799	225,184	34,426	259,610	1.69 倍	1.81 倍
豊島体育館	18,039	24,231	0.86	36,352	16,332	1,806	18,138	2.00 倍	2.84 倍
巣鴨体育館	39,529	23,742	0.69	43,657	29,651	1,555	31,206	1.40 倍	1.79 倍
雑司が谷体育館	32,845	52,434	0.89	75,898	25,978	1,612	27,590	2.75 倍	2.69 倍
総合体育場 西巣鴨体育場	23,644	22,686	0.83	38,454	24,821	10,485	35,306	1.09 倍	2.19 倍
三芳グラウンド	17,067	12,681	0.92	27,368	12,250	669	12,919	2.12 倍	4.56 倍
池袋スポーツセンター 西池袋温水プール	110,254	121,735	0.94	218,070	116,152	18,299	134,451	1.62 倍	1.28 倍
自転車駐車場	17,296	165,555		182,851	230,711	5,589	236,300	0.77 倍	1.06 倍
指定管理者施設		35,043	1.00	35,043	43,421	1,285	44,706	0.78 倍	— 倍
直営施設	17,296	130,512	1.00	147,808	187,290	4,304	191,594	0.77 倍	1.06 倍
区役所構内駐車場		2,009	1.00	2,009	30,598	12,695	43,293	0.05 倍	— 倍
計	521,438	828,984		1,271,882	764,194	91,704	855,898	1.49 倍	1.80 倍

(注) 自主事業を除く比率: 1 - (自主事業参加者数 / 施設利用者総数)

一部の指定管理者施設については、指定管理者が自主事業を実施するための経費も含まれるため、自主事業分を上記の計算式により按分し、これを除くこととした。

(留意点) 指定管理施設について

- ① 未来文化財団が指定管理者になっている施設(区民センター、公会堂、勤労福祉会館、地域文化創造館)については、人件費に本部職員の人件費が一部含まれる。
- ② 体育施設については、人件費の中に施設の維持管理に直接係らない分が一部含まれる。
- ③ 目白庭園は、赤鳥庵の維持管理経費のみならず庭園部分の維持管理経費も含まれる。
- ④ 舞台芸術交流センター及び熊谷守一美術館は、19年度開設のため、調査対象施設から除外している。

表4-2 施設コストと使用料収入の状況

【目的外使用施設】

金額単位:千円

施設名	施設コスト			使用料収入			乖離状況	前回(14年 度決算) 乖離状況
	人件費	消費的支出	計	施設使用料 設備使用料	減免分の 収入換算額	計	施設コスト/ 使用料収入	
	a	b	d=a+b	e	f	g=e+f	h=d/g	
集会室等開放施設	34,335	13,014	47,349	6,647	3,980	10,627	4.46 倍	7.06 倍
学校開放施設	22,518	29,386	51,904	7,068	49,576	56,644	0.92 倍	1.84 倍
計	56,853	42,400	99,253	13,715	53,556	67,271	1.48 倍	3.02 倍

料額見直しの検討結果について

1. 公の施設及び目的外使用施設

(1) 料額見直しの基本的考え方

公の施設などの利用にあたっては、その受益が原則としてサービスを利用する特定の者のみに及ぶということを踏まえ、利用する者と利用しない者との負担の公平を図る観点から料額の見直しを行います。

施設を経常的に維持管理するための費用を対象経費（施設コスト）とし、これを受益者負担（使用料収入）により賄うことを原則とします。

現行料額による使用料収入（減免分は換算して算定）と施設コストとの間に乖離が見られる場合は、改定率1.5倍の範囲内で、激変緩和を考慮しつつ改定率を定めることとします。

適時適切に受益者負担の適正化を進めるため、原則として2年以上改定を実施していない施設を対象に調査し、概ね3年ごとに見直しを行います。

(2) 料額改定の要否

(結論) 現行の料額を据え置くこととします。

(理由)

表5のとおり、グループ別の乖離状況について、公の施設では区役所構内駐車場の0.05倍から目白庭園の3.60倍と大きな幅があるものの、見直し対象施設全体では1.49倍となっています。つまり、施設コストの約67%を受益者負担で、残り約33%を公費（税負担）で賄っている計算になります。

施設コストを使用料収入で賄うという原則からすれば、公の施設で1.49倍、目的外施設で1.48倍という乖離状況については、利用する者と利用しない者との負担の公平を考えた場合、決して適正な水準とは言えません。

しかし、表6のとおり、乖離は前回調査より小さくなっており、今後指定管理者制度が定着すれば、施設コストの縮減や収入額のアップによるさらなる縮小も期待できます。

また、指定管理者施設の施設コストの中には、指定管理者から提出された事業・収支報告書の様式や内容が統一されていないため、対象外の経費が一部算入されており、それらを除外すればさらに乖離が縮小する可能性があると考えられます。

表5 グループ別コストと収入の状況

金額単位:千円

施設区分	グループ区分	施設コスト(a)	使用料収入(b)	乖離状況(a/b)
公の施設	広域的集会施設	290,687	204,932	1.42 倍
	地域的集会施設	315,661	88,727	3.56 倍
	目白庭園	15,436	4,285	3.60 倍
	南池袋斎場	25,439	18,751	1.36 倍
	体育施設	439,799	259,610	1.69 倍
	自転車駐車場	182,851	236,300	0.77 倍
	区役所構内駐車場	2,009	43,293	0.05 倍
	合計	1,271,882	855,898	1.49 倍
目的外 使用施設	集会室等の開放施設	47,349	10,627	4.46 倍
	学校開放施設	51,904	56,644	0.92 倍
	合計	99,253	67,271	1.48 倍

表6 今回(19年度決算)と前回(14年度決算)との比較

金額単位:千円

施設区分	算定年度	施設コスト(a)	使用料収入(b)	乖離状況(a/b)
公の施設	今回(19年度決算)A	1,271,882	855,898	1.49 倍
	前回(14年度決算)B	1,309,652	725,628	1.80 倍
	増減(A-B)	△ 37,770	130,270	△ 0.32 倍
目的外 使用施設	今回(19年度決算)A	99,253	67,271	1.48 倍
	前回(14年度決算)B	120,161	39,838	3.02 倍
	増減(A-B)	△ 20,908	27,433	△ 1.54 倍

100年に一度と言われる世界的な金融危機、原材料価格の高騰、円高・株安などによる企業収益の減少、雇用情勢の悪化など、日本経済は確実に景気後退の局面に入っています。そうした影響を受け、今後、区民生活は益々厳しさを増していくものと推測されます。

指定管理者制度が定着するのに伴い、民間事業者の優れたノウハウの活用等により乖離はさらに縮小すると見込まれ、また、現下の一層厳しさを増す社会経済状況を踏まえると、現行料額を据え置くことが適当であると結論づけられます。

(3) 次年度以降の検討課題

自転車駐車場、区役所構内駐車場の扱い

他の集会施設などと同様に取り扱ってきましたが、貸室を主とする施設とは、目的・機能において大きく異なっています。

また、両施設ともコストに比べ収入が大きく上回り、これが見直し対象施設全体の乖離を縮小させる要因となっている一方で、単独施設と見なした場合、現行の考え方に基づけば料金の値下げということも想定されるところです。

したがって、今後、両施設のあり方についてさらに検討していく必要があります。

指定管理者施設の事業報告書の改善

施設コストの算定において、指定管理者から提出された事業・収支報告書の様式や内容が不統一となっていることから、対象外の経費が一部算入されています。

そのため、様式・内容の見直しや統一化などを図り、施設コストを正確に把握できる方法を検討する必要があります。

2 . 学童クラブ利用料 全体の検討内容については別添資料 2 (P 37) を参照

(結論) 現行の月額 3,000 円を継続します。

(理由)

児童館から子どもスキップへの移行過程における利用料改定は保護者の理解を得難く、今後も円滑な移行を推進する上で支障が生じる懸念が否定できません。

学童クラブを運営するための経費は、非常勤職員の活用や施設形態の変化などが進んだ結果、有料化を開始した当時より大きく減少しています。引き続き応分の負担が必要な状況に変わりありませんが、改定に向けての材料として積極的な要素とは言えません。

削減額 202,858 (9 年度運営経費 532,077 千円) (19 年度運営経費 329,219 千円)

これらを含めた諸状況を総合的に勘案すると、現段階においては現行の月額 3,000 円を継続することが適当と考えられます。

学童クラブ利用料については、所管課から上記の検討結果報告を受け、本プロジェクトチームにおいてさらに検討を加えた上、その内容を了承しました。

3. 幼稚園保育料 全体の検討内容については別添資料3(P43)を参照

(結論) 現行の月額 10,000 円を継続します。

(理由)

16 年 12 月の「幼稚園保育料等見直しプロジェクトチーム」の報告を受けた保育料の値上げについて、2 段階の経過措置を講じたため、現行料金の適用が 19 年 4 月からとなり、改定後まだ 1 年しか経過していないこととなります。

18 年度決算をベースとする想定保育料額 (月額 10,614 円) と比較しても、現行料金 (月額 10,000 円) は大きな開きがないこととなります。

前回改定時の状況と比較して、公私の保護者負担額の差はまだそれほど大きな開きにはなっていません。

区立幼稚園保育料：私立幼稚園保育料 = 1 : 1.68 (前回 16 年度 1 : 1.47)

23 区の区立幼稚園保育料を勘案し、近隣区との均衡にも配慮する必要があります。

(文京 6,000 円、新宿 6,000 円、中野 8,900 円、練馬 8,000 円、板橋 10,200 円、北 5,000 円)

豊島区の月額 10,000 円は 23 区では板橋区の 10,200 円に次ぎ 2 番目に高い額となっています。

幼稚園保育料についても、所管課から上記検討結果の報告を受け、本プロジェクトチームにおいて検討を加えた上、その内容を了承しました。

参考資料

資料 1	施設コストと使用料の乖離状況【直営施設】	P 14
資料 2	施設コストと使用料の乖離状況【直営施設】(前回比較)	P 16
資料 3	施設使用料適正化プロジェクトチーム 検討経過	P 24
資料 4	施設使用料適正化プロジェクトチーム 名簿	P 25

施設コストと使用料の乖離状況【直営施設】(平成19年度決算ベース)

【公の施設(直営)】

単位:千円

		区役所構内 駐車場	自転車 駐車場	生活産業 プラザ	南池袋 斎場	男女平等 推進センター	区民集会室 ※上池コ含	合計
A	人件費計		17,296		12,269	1,730	29,488	60,783
B1	物件費計 (B2除く)	2,109	135,795	21,531	13,776	4,341	76,218	253,770
B1'	物件費計 (消費税控除後)	2,009	129,329	20,506	13,120	4,134	72,589	241,686
B2	建物等賃借料		171,197				70,291	241,488
C	補助費等		1,242	3	53	4	110	1,412
C'	補助費等 (消費税控除後)		1,183	3	50	4	105	1,345
D	維持補修費		12,442	711	718		4,402	18,273
D'	維持補修費 (消費税控除後)		11,850	677	684		4,192	17,403
E	その他						3,493	3,493
E'	その他 (消費税控除後)						3,327	3,327
F	コスト1 (B1'+C')	2,009	130,511	20,509	13,170	4,138	72,693	243,030
G	コスト2 (A+B1'+C')	2,009	147,807	20,509	25,439	5,868	102,181	303,813
H	コスト3 (A+B1'+C'+D'+E')	2,009	159,657	21,186	26,123	5,868	109,700	324,543
①	施設使用料	30,598	187,290	15,773	18,751	866	19,643	272,921
②	行政財産使用料			963	14	5	80	1,062
③	国・都補助金							0
④	雑入		73,880	1,552	81	471	38,529	114,513
⑤	減免分収入換算額	12,695	4,304	5,217	0	2,298	3,333	27,847
⑥	算定対象収入額 (①+⑤)	43,293	191,594	20,990	18,751	3,164	22,976	300,768
	コスト1/収入額 (F/⑥)	0.05倍	0.68倍	0.98倍	0.70倍	1.31倍	3.16倍	0.81倍
	コスト2/収入額 (G/⑥)	0.05倍	0.77倍	0.98倍	1.36倍	1.85倍	4.45倍	1.01倍
	コスト3/収入額 (H/⑥)	0.05倍	0.83倍	1.01倍	1.39倍	1.85倍	4.77倍	1.08倍
	前回の倍率(14年度決算) ※コスト2/収入額に対応する倍率	—	1.06倍	0.99倍	1.48倍	2.03倍	6.90倍	1.67倍

【目的外使用施設】

単位:千円

		集会室等 開放施設	学校開放 施設	合計
A	人件費計	34,335	22,518	56,853
B1	物件費計 (B2除く)	12,491	30,855	43,346
B1'	物件費計 (消費税控除後)	11,896	29,386	41,282
B2	建物等賃借料			0
C	補助費等	1,174		1,174
C'	補助費等 (消費税控除後)	1,118	0	1,118
D	維持補修費	566	100	666
D'	維持補修費 (消費税控除後)	539	95	634
E	その他			0
E'	その他 (消費税控除後)			0
F	コスト1 (B1'+C')	13,014	29,386	42,400
G	コスト2 (A+B1'+C')	47,349	51,904	99,253
H	コスト3 (A+B1'+C'+D'+E')	47,888	51,999	99,887
①	施設使用料	6,647	7,068	13,715
②	行政財産使用料	17,973		17,973
③	国・都補助金			0
④	雑入	825		825
⑤	減免分収入換算額	3,980	49,576	53,556
⑥	算定対象収入額 (①+⑤)	10,627	56,644	67,271
コスト1／収入額 (F／⑥)		1.22倍	0.52倍	0.63倍
コスト2／収入額 (G／⑥)		4.46倍	0.92倍	1.48倍
コスト3／収入額 (H／⑥)		4.51倍	0.92倍	1.48倍
前回の倍率(14年度決算) ※コスト2／収入額に対応する倍率		7.06倍	1.84倍	3.02倍

施設コストと使用料の乖離状況【直営施設】(前回比較)

①区役所構内駐車場

【施設コスト】

	19年度	14年度	19-14
A 人件費計			0
B1 物件費計 (B2除く)	2,109		2,109
B1' 物件費計(消費税控除後)	2,009		2,009
B2 建物等賃借料			0
C 補助費等			0
C' 補助費等(消費税控除後)			0
D 維持補修費			0
D' 維持補修費(消費税控除後)			0
E その他			0
E' その他(消費税控除後)			0
F コスト1(B1'+C')	2,009		2,009
G コスト2(A+B1'+C')	2,009		2,009
H コスト3(A+B1'+C'+D'+E')	2,009		2,009

【施設使用料】

	19年度	14年度	19-14
① 施設使用料	30,598		30,598
② 行政財産使用料			0
③ 国・都補助金			0
④ 雑入			0
⑤ 減免分収入換算額	12,695		12,695
⑥ 算定対象収入額(①+⑤)	43,293		43,293

【乖離状況】

コスト1/収入額(F/⑥)	0.05倍		
コスト2/収入額(G/⑥)	0.05倍		
コスト3/収入額(H/⑥)	0.05倍		

◇前回調査(14年度決算)との増減分析

平成17年4月 自動車駐車場開設(8台)
 平成18年4月 自動二輪車等駐車場開設(17台)
 平成20年5月 自動二輪車等駐車場の料金改定

【施設コスト】

	19年度	14年度	19-14
算定職員数			
正規職員			0.0
非常勤職員			0.0
計			0.0
人件費計 A	0		0
正規職員			0
非常勤職員			0
物件費計 B	2,109		2,109
賃金			0
旅費			0
需用費	0		0
光熱水費			0
食糧費			0
一般需用費			0
役務費			0
委託料	1,215		1,215
受付・運転・清掃等			0
保守委託			0
その他	1,215		1,215
使用料及び賃借料	894		894
土地・建物(共益費・敷金含)			0
その他	894		894
備品購入費・その他			0
補助費等 C	0		0
報償費			0
役務費(保険料)			0
負担金補助			0
公課費			0
維持補修費 D	0		0
需用費(建物修繕)			0
工事請負費			0
原材料費			0
備品購入費			0
その他 E			0
計 B+C	2,109		2,109
合計2 A+B+C	2,109		2,109
合計1 A+B+C+D+E	2,109		2,109

【施設使用料】

	19年度	14年度	19-14
①施設使用料	30,598		30,598
②行政財産使用料			0
③国・都補助金			0
④雑入			0
⑤収入額計(=決算額) ①+②+③+④	30,598		30,598
算定対象外収入額②+③+④	0		0
⑥減免分収入換算額	12,695		12,695
算定対象収入額①+⑥	43,293		43,293

②自転車駐車場

【施設コスト】

	19年度	14年度	19-14
A 人件費計	17,296	17,302	△ 6
B1 物件費計 (B2除く)	135,795	167,583	△ 31,788
B1' 物件費計(消費税控除後)	129,329	159,603	△ 30,274
B2 建物等賃借料	171,197	182,683	△ 11,486
C 補助費等	1,242	1,193	49
C' 補助費等(消費税控除後)	1,183	1,136	47
D 維持補修費	12,442	791	11,651
D' 維持補修費(消費税控除後)	11,850	753	11,096
E その他			0
E' その他(消費税控除後)			0
F コスト1(B1'+C')	130,511	160,739	△ 30,228
G コスト2(A+B1'+C')	147,807	178,041	△ 30,234
H コスト3(A+B1'+C'+D'+E')	159,657	178,794	△ 19,137

【施設使用料】

	19年度	14年度	19-14
① 施設使用料	187,290	168,376	18,914
② 行政財産使用料			0
③ 国・都補助金			0
④ 雑入	73,880	86,895	△ 13,015
⑤ 減免分収入換算額	4,304	196	4,108
⑥ 算定対象収入額(①+⑤)	191,594	168,572	23,022

【乖離状況】

コスト1/収入額(F/⑥)	0.68倍	0.95倍	
コスト2/収入額(G/⑥)	0.77倍	1.06倍	
コスト3/収入額(H/⑥)	0.83倍	1.06倍	

◇前回調査(14年度決算)との増減分析

【乖離状況】 1.06倍(14年度)→0.77倍(19年度)

【施設数】 14年度は16施設。19年度は19施設だが、うち3施設は指定管理者のため対象施設は16施設と同数。

要因分析

【コスト】 △30,234 ・物件費 △30,274
物件費の主な減内容→ (管理委託△15,683、警備△5,134)
(保守委託△4,110、需用費△4,446)

【収入】 +23,022 ・施設使用料 +18,914
・減免換算額 +4,108

【施設コスト】

	19年度	14年度	19-14	
算定職員数	正規職員	2.0	2.0	0.0
	非常勤職員			0.0
計	2.0	2.0	0.0	
人件費計 A	17,296	17,302	△ 6	
正規職員	17,296	17,302	△ 6	
非常勤職員			0	
物件費計 B	306,992	350,266	△ 43,274	
賃金			0	
旅費			0	
需用費	12,512	17,489	△ 4,977	
光熱水費	10,322	10,631	△ 309	
食糧費			0	
一般需用費	2,190	6,858	△ 4,668	
役務費	748	969	△ 221	
委託料	119,413	145,570	△ 26,157	
受付・運転・清掃等	113,432	136,324	△ 22,892	
保守委託	4,930	9,246	△ 4,316	
その他	1,051		1,051	
使用料及び賃借料	173,946	186,116	△ 12,170	
土地・建物(共益費・敷金含)	171,197	182,683	△ 11,486	
その他	2,749	3,433	△ 684	
備品購入費・その他	373	122	251	
補助費等 C	1,242	1,193	49	
報償費			0	
役務費(保険料)	61	29	32	
負担金補助	1,181	1,164	17	
公課費			0	
維持補修費 D	12,442	791	11,651	
需用費(建物修繕)	12,442	791	11,651	
工事請負費			0	
原材料費			0	
備品購入費			0	
その他 E			0	
計 B+C	308,234	351,459	△ 43,225	
合計2 A+B+C	325,530	368,761	△ 43,231	
合計1 A+B+C+D+E	337,972	369,552	△ 31,580	

【施設使用料】

	19年度	14年度	19-14
①施設使用料	187,290	168,376	18,914
②行政財産使用料			0
③国・都補助金			0
④雑入	73,880	86,895	△ 13,015
⑤収入額計(=決算額)①+②+③+④	261,170	255,271	5,899
算定対象外収入額②+③+④	73,880	86,895	△ 13,015
⑥減免分収入換算額	4,304	196	4,108
算定対象収入額①+⑥	191,594	168,572	23,022

③生活産業プラザ

【施設コスト】

	19年度	14年度	19-14
A 人件費計		11,432	△ 11,432
B1 物件費計 (B2除く)	21,531	10,578	10,953
B1' 物件費計(消費税控除後)	20,506	10,074	10,431
B2 建物等賃借料			0
C 補助費等	3	29	△ 26
C' 補助費等(消費税控除後)	3	28	△ 25
D 維持補修費	711	599	112
D' 維持補修費(消費税控除後)	677	570	107
E その他			0
E' その他(消費税控除後)			0
F コスト1(B1'+C')	20,509	10,102	10,407
G コスト2(A+B1'+C')	20,509	21,534	△ 1,025
H コスト3(A+B1'+C'+D'+E')	21,186	22,104	△ 919

【施設使用料】

① 施設使用料	15,773	13,079	2,694
② 行政財産使用料	963	1,181	△ 218
③ 国・都補助金			0
④ 雑入	1,552	2,323	△ 771
⑤ 減免分収入換算額	5,217	8,681	△ 3,464
⑥ 算定対象収入額(①+⑤)	20,990	21,760	△ 770

【乖離状況】

コスト1/収入額(F/⑥)	0.98倍	0.46倍	
コスト2/収入額(G/⑥)	0.98倍	0.99倍	
コスト3/収入額(H/⑥)	1.01倍	1.02倍	

◇前回調査(14年度決算)との増減分析

【乖離状況】 0.99倍(14年度)→0.98倍(19年度)

要因分析

【コスト】 △1,025 ・人件費 △11,432
 ・物件費 +10,431

※貸室業務を職員から委託に切り替えたことによる人件費減・物件費増

【収入】 △770 ・施設使用料 +2,694
 ・減免換算額 △3,464

※16年10月料金改定 現行料金の20%アップ
 (参考)利用率 14年度 62.2% 減免件数 ⑭1,887→⑰755件
 19年度 48.4% 減免以外 ⑭2,645→⑰2,783件

【施設コスト】

	19年度	14年度	19-14
算定職員数			
正規職員		1.3	△ 1.30
非常勤職員		0.08	△ 0.08
計		1.38	△ 1.38
人件費計 A	0	11,432	△ 11,432
正規職員		11,247	△ 11,247
非常勤職員		185	△ 185
物件費計 B	21,531	10,578	10,953
賃金		429	△ 429
旅費			0
需用費	2,504	1,921	583
光熱水費	1,951	1,830	121
食糧費			0
一般需用費	553	91	462
役務費	193	202	△ 9
委託料	17,624	8,016	9,608
受付・運転・清掃等	15,519	5,537	9,982
保守委託	2,105	2,437	△ 332
その他		42	△ 42
使用料及び賃借料	57	10	47
土地・建物(共益費・敷金含)			0
その他	57	10	47
備品購入費・その他	1,153		1,153
補助費等 C	3	29	△ 26
報償費	1		1
役務費(保険料)	2	29	△ 27
負担金補助			0
公課費			0
維持補修費 D	711	599	112
需用費(建物修繕)	711	599	112
工事請負費			0
原材料費			0
備品購入費			0
その他 E			0
計 B+C	21,534	10,607	10,927
合計2 A+B+C	21,534	22,039	△ 505
合計1 A+B+C+D+E	22,245	22,638	△ 393

【施設使用料】

①施設使用料	15,773	13,079	2,694
②行政財産使用料	963	1,181	△ 218
③国・都補助金			0
④雑入	1,552	2,323	△ 771
⑤収入額計(=決算額) ①+②+③+④	18,288	16,583	1,705
算定対象外収入額②+③+④	2,515	3,504	△ 989
⑥減免分収入換算額	5,217	8,681	△ 3,464
算定対象収入額①+⑥	20,990	21,760	△ 770

④南池袋斎場

【施設コスト】

	19年度	14年度	19-14
A 人件費計	12,269	11,315	954
B1 物件費計 (B2除く)	13,776	15,322	△ 1,546
B1' 物件費計(消費税控除後)	13,120	14,592	△ 1,472
B2 建物等賃借料			0
C 補助費等	53	77	△ 24
C' 補助費等(消費税控除後)	50	73	△ 23
D 維持補修費	718	730	△ 12
D' 維持補修費(消費税控除後)	684	695	△ 11
E その他		235	△ 235
E' その他(消費税控除後)		224	△ 224
F コスト1(B1'+C')	13,170	14,666	△ 1,495
G コスト2(A+B1'+C')	25,439	25,981	△ 541
H コスト3(A+B1'+C'+D'+E')	26,123	26,900	△ 776

【施設使用料】

① 施設使用料	18,751	17,499	1,252
② 行政財産使用料	14	6	8
③ 国・都補助金			0
④ 雑入	81	119	△ 38
⑤ 減免分収入換算額			0
⑥ 算定対象収入額(①+⑤)	18,751	17,499	1,252

【乖離状況】

コスト1/収入額(F/⑥)	0.70倍	0.84倍	
コスト2/収入額(G/⑥)	1.36倍	1.48倍	
コスト3/収入額(H/⑥)	1.39倍	1.54倍	

◇前回調査(14年度決算)との増減分析

【乖離状況】 1.48倍(14年度)→1.36倍(19年度)

要因分析

【コスト】 △541 ・人件費 +954
 ・物件費 △1,472
 物件費の主な減内容→(業務委託料△652、清掃委託料△259)
 (備品購入△350)

【収入】 +1,252 ・施設使用料 +1,252

※16年10月料金改定 現行料金の20%アップ

(参考)利用率 14年度 62.1%
 19年度 53.5%

【施設コスト】

	19年度	14年度	19-14
算定職員数			
正規職員	0.7	0.5	0.2
非常勤職員	2.0	2.0	0.0
計	2.7	2.5	0.2
人件費計 A	12,269	11,315	954
正規職員	6,054	4,326	1,728
非常勤職員	6,215	6,989	△ 774
物件費計 B	13,776	15,322	△ 1,546
賃金			0
旅費			0
需用費	2,506	2,719	△ 213
光熱水費	2,290	2,450	△ 160
食糧費			0
一般需用費	216	269	△ 53
役務費	424	452	△ 28
委託料	10,759	11,696	△ 937
受付・運転・清掃等	8,513	9,470	△ 957
保守委託	2,180	2,226	△ 46
その他	66		66
使用料及び賃借料	87	87	0
土地・建物(共益費・敷金含)			0
その他	87	87	0
備品購入費・その他		368	△ 368
補助費等 C	53	77	△ 24
報償費	48	64	△ 16
役務費(保険料)	5	13	△ 8
負担金補助			0
公課費			0
維持補修費 D	718	730	△ 12
需用費(建物修繕)	718	730	△ 12
工事請負費			0
原材料費			0
備品購入費			0
その他 E		235	△ 235
計 B+C	13,829	15,399	△ 1,570
合計2 A+B+C	26,098	26,714	△ 616
合計1 A+B+C+D+E	26,816	27,679	△ 863

【施設使用料】

①施設使用料	18,751	17,499	1,252
②行政財産使用料	14	6	8
③国・都補助金			0
④雑入	81	119	△ 38
⑤収入額計(=決算額) ①+②+③+④	18,846	17,624	1,222
算定対象外収入額②+③+④	95	125	△ 30
⑥減免分収入換算額	0	0	0
算定対象収入額①+⑥	18,751	17,499	1,252

⑤男女平等推進センター

【施設コスト】

	19年度	14年度	19-14
A 人件費計	1,730	1,730	0
B1 物件費計 (B2除く)	4,341	5,376	△ 1,035
B1' 物件費計(消費税控除後)	4,134	5,120	△ 986
B2 建物等賃借料		17,671	△ 17,671
C 補助費等	4	183	△ 179
C' 補助費等(消費税控除後)	4	174	△ 170
D 維持補修費		129	△ 129
D' 維持補修費(消費税控除後)		123	△ 123
E その他			0
E' その他(消費税控除後)			0
F コスト1(B1'+C')	4,138	5,294	△ 1,156
G コスト2(A+B1'+C')	5,868	7,024	△ 1,156
H コスト3(A+B1'+C'+D'+E')	5,868	7,147	△ 1,279

【施設使用料】

① 施設使用料	866	1,210	△ 344
② 行政財産使用料	5	111	△ 106
③ 国・都補助金			0
④ 雑入	471	119	352
⑤ 減免分収入換算額	2,298	2,249	49
⑥ 算定対象収入額(①+⑤)	3,164	3,459	△ 295

【乖離状況】

コスト1/収入額(F/⑥)	1.31倍	1.53倍	
コスト2/収入額(G/⑥)	1.85倍	2.03倍	
コスト3/収入額(H/⑥)	1.85倍	2.07倍	

◇前回調査(14年度決算)との増減分析

【乖離状況】 2.03倍(14年度)→1.85倍(19年度)

要因分析

【コスト】 △1,156
 ・物件費 △986
 ・補助費等 △170(傷害保険料)
 物件費の主な減内容→(空調使用料△750、消耗品等△300)
 ※メトロポリタンプラザから17年3月勤労福祉会館へ移転

【収入】 △295
 ・施設使用料 △344
 ・減免換算額 +49

(参考)利用率
 14年度 48.8%(保育室含む)
 19年度 47.8%

【施設コスト】

	19年度	14年度	19-14
算定職員数			
正規職員	0.2	0.2	0.0
非常勤職員			0.0
計	0.2	0.2	0.0
人件費計 A	1,730	1,730	0
正規職員	1,730	1,730	0
非常勤職員			0
物件費計 B	4,341	23,047	△ 18,706
賃金	2,662	2,707	△ 45
旅費			0
需用費	820	1,024	△ 204
光熱水費	820	709	111
食糧費			0
一般需用費		315	△ 315
役務費			0
委託料	859	810	49
受付・運転・清掃等	859	810	49
保守委託			0
その他			0
使用料及び賃借料	0	18,449	△ 18,449
土地・建物(共益費・敷金含)		17,671	△ 17,671
その他		778	△ 778
備品購入費・その他		57	△ 57
補助費等 C	4	183	△ 179
報償費			0
役務費(保険料)	4	183	△ 179
負担金補助			0
公課費			0
維持補修費 D	0	129	△ 129
需用費(建物修繕)		129	△ 129
工事請負費			0
原材料費			0
備品購入費			0
その他 E			0
計 B+C	4,345	23,230	△ 18,885
合計2 A+B+C	6,075	24,960	△ 18,885
合計1 A+B+C+D+E	6,075	25,089	△ 19,014

【施設使用料】

①施設使用料	866	1,210	△ 344
②行政財産使用料	5	111	△ 106
③国・都補助金			0
④雑入	471	119	352
⑤収入額計(=決算額) ①+②+③+④	1,342	1,321	21
算定対象外収入額②+③+④	476	111	365
⑥減免分収入換算額	2,298	2,249	49
算定対象収入額①+⑥	3,164	3,459	△ 295

⑥区民集会室

※上池袋コミュニティセンター含む

【施設コスト】

	19年度	14年度	19-14
A 人件費計	29,488	53,364	△ 23,876
B1 物件費計 (B2除く)	76,218	106,691	△ 30,473
B1' 物件費計(消費税控除後)	72,589	101,610	△ 29,022
B2 建物等賃借料	70,291	66,984	3,307
C 補助費等	110	3,468	△ 3,358
C' 補助費等(消費税控除後)	105	3,303	△ 3,198
D 維持補修費	4,402	10,103	△ 5,701
D' 維持補修費(消費税控除後)	4,192	9,622	△ 5,430
E その他	3,493		3,493
E' その他(消費税控除後)	3,327		3,327
F コスト1(B1'+C')	72,693	104,913	△ 32,220
G コスト2(A+B1'+C')	102,181	158,277	△ 56,096
H コスト3(A+B1'+C'+D'+E')	109,700	167,899	△ 58,199

【施設使用料】

① 施設使用料	19,643	19,306	337
② 行政財産使用料	80	231	△ 151
③ 国・都補助金			0
④ 雑入	38,529	35,914	2,615
⑤ 減免分収入換算額	3,333	3,641	△ 308
⑥ 算定対象収入額(①+⑤)	22,976	22,947	29

【乖離状況】

コスト1/収入額(F/⑥)	3.16倍	4.57倍	
コスト2/収入額(G/⑥)	4.45倍	6.90倍	
コスト3/収入額(H/⑥)	4.77倍	7.32倍	

◇前回調査(14年度決算)との増減分析

【乖離状況】 6.90倍(14年度)→4.45倍(19年度)

※施設数 38施設(14年度)→34施設(19年度) △4施設
要因分析

【コスト】 △56,096
 ・人件費 △23,876
 ・物件費 △29,022
 ・補助費等 △3,198

物件費の主な減内容→(光熱水費△15,546)
 (賃金△5,212、委託料△4,075)

※当該施設部分のみの算定が困難な経費については、前回は面積按分
 により算出していたが、今回は明確に当該施設の経費として算出できな
 い経費は、コストとして算定しないこととした。

【収入】 +29
 ・施設使用料 +337
 ・減免換算額 △308

※16年10月料金改定 現行料金の20%アップ

(参考)利用率
 14年度 37.0%
 19年度 41.1%

【施設コスト】

	19年度	14年度	19-14	
算定職員数	正規職員	3.41	5.69	△ 2.28
	非常勤職員		6.69	△ 6.69
計	3.41	12.38	△ 8.97	
人件費計 A	29,488	53,364	△ 23,876	
正規職員	29,488	45,019	△ 15,531	
非常勤職員		8,345	△ 8,345	
物件費計 B	146,509	173,675	△ 27,166	
賃金		5,473	△ 5,473	
旅費			0	
需用費	9,609	27,963	△ 18,354	
光熱水費	8,621	24,944	△ 16,323	
食糧費			0	
一般需用費	988	3,019	△ 2,031	
役務費	828	1,486	△ 658	
委託料	65,745	70,024	△ 4,279	
受付・運転・清掃等	37,075	51,548	△ 14,473	
保守委託	28,419	16,722	11,697	
その他	251	1,754	△ 1,503	
使用料及び賃借料	70,291	68,574	1,717	
土地・建物(共益費・敷金含)	70,291	66,984	3,307	
その他		1,590	△ 1,590	
備品購入費・その他	36	155	△ 119	
補助費等 C	110	3,468	△ 3,358	
報償費		1,757	△ 1,757	
役務費(保険料)	110	285	△ 175	
負担金補助		1,426	△ 1,426	
公課費			0	
維持補修費 D	4,402	10,103	△ 5,701	
需用費(建物修繕)	3,257	2,974	283	
工事請負費	1,145	7,129	△ 5,984	
原材料費			0	
備品購入費			0	
その他 E	3,493		3,493	
計 B+C	146,619	177,143	△ 30,524	
合計2 A+B+C	176,107	230,507	△ 54,400	
合計1 A+B+C+D+E	184,002	240,610	△ 56,608	

【施設使用料】

①施設使用料	19,643	19,306	337
②行政財産使用料	80	231	△ 151
③国・都補助金			0
④雑入	38,529	35,914	2,615
⑤収入額計(=決算額) ①+②+③+④	58,252	55,451	2,801
算定対象外収入額②+③+④	38,609	36,145	2,464
⑥減免分収入換算額	3,333	3,641	△ 308
算定対象収入額①+⑥	22,976	22,947	29

⑦(目的外)開放施設

【施設コスト】

	19年度	14年度	19-14
A 人件費計	34,335	34,406	△ 71
B1 物件費計 (B2除く)	12,491	29,179	△ 16,688
B1' 物件費計(消費税控除後)	11,896	27,790	△ 15,893
B2 建物等賃借料		1,096	△ 1,096
C 補助費等	1,174	1,212	△ 38
C' 補助費等(消費税控除後)	1,118	1,154	△ 36
D 維持補修費	566	4,326	△ 3,760
D' 維持補修費(消費税控除後)	539	4,120	△ 3,581
E その他		230	△ 230
E' その他(消費税控除後)		219	△ 219
F コスト1(B1'+C')	13,014	28,944	△ 15,930
G コスト2(A+B1'+C')	47,349	63,350	△ 16,001
H コスト3(A+B1'+C'+D'+E')	47,888	67,689	△ 19,801

【施設使用料】

① 施設使用料	6,647	6,909	△ 262
② 行政財産使用料	17,855	77	17,778
③ 国・都補助金			0
④ 雑入	825	123	702
⑤ 減免分収入換算額	3,980	2,070	1,910
⑥ 算定対象収入額(①+⑤)	10,627	8,979	1,648

【乖離状況】

コスト1/収入額(F/⑥)	1.22倍	3.22倍	
コスト2/収入額(G/⑥)	4.46倍	7.06倍	
コスト3/収入額(H/⑥)	4.51倍	7.54倍	

◇前回調査(14年度決算)との増減分析

【乖離状況】 7.06倍(14年度)→4.46倍(19年度)

要因分析

【コスト】 △16,001 ・物件費 △15,893
 物件費の主な減内容→(光熱水費△6,880、委託料△5,496)
 (賃金△1,688)

※当該施設部分のみの算定が困難な経費については、前回は面積按分により算出していたが、今回は明確に当該施設の経費として算出できない経費は、コストとして算定しないこととした。

【収入】 +1,648 ・施設使用料 △262
 ・減免換算額 +1,910

(参考)利用率 14年度 29.8%
 19年度 32.7%

【施設コスト】

	19年度	14年度	19-14	
算定職員数	正規職員	3.97	3.19	0.8
	非常勤職員		2.00	△ 2.00
計	3.97	5.19	△ 1.22	
人件費計 A	34,335	34,406	△ 71	
正規職員	34,335	27,628	6,707	
非常勤職員		6,778	△ 6,778	
物件費計 B	12,491	30,275	△ 17,784	
賃金	2,937	4,709	△ 1,772	
旅費			0	
需用費	784	8,710	△ 7,926	
光熱水費	421	7,645	△ 7,224	
食糧費			0	
一般需用費	363	1,065	△ 702	
役務費	59	513	△ 454	
委託料	8,711	14,482	△ 5,771	
受付・運転・清掃等	8,250	9,930	△ 1,680	
保守委託	441	3,641	△ 3,200	
その他	20	911	△ 891	
使用料及び賃借料	0	1,238	△ 1,238	
土地・建物(共益費・敷金含)		1,096	△ 1,096	
その他		142	△ 142	
備品購入費・その他		623	△ 623	
補助費等 C	1,174	1,212	△ 38	
報償費	1,172	1,075	97	
役務費(保険料)	2	137	△ 135	
負担金補助			0	
公課費			0	
維持補修費 D	566	4,326	△ 3,760	
需用費(建物修繕)	566	1,063	△ 497	
工事請負費		3,263	△ 3,263	
原材料費			0	
備品購入費			0	
その他 E		230	△ 230	
計 B+C	13,665	31,487	△ 17,822	
合計2 A+B+C	48,000	65,893	△ 17,893	
合計1 A+B+C+D+E	48,566	70,449	△ 21,883	

【施設使用料】

①施設使用料	6,647	6,909	△ 262
②行政財産使用料	17,855	77	17,778
③国・都補助金			0
④雑入	825	123	702
⑤収入額計(=決算額) ①+②+③+④	25,327	7,109	18,218
算定対象外収入額②+③+④	18,680	200	18,480
⑥減免分収入換算額	3,980	2,070	1,910
算定対象収入額①+⑥	10,627	8,979	1,648

⑧(目的外)学校開放施設

【施設コスト】

	19年度	14年度	19-14
A 人件費計	22,518	6,633	15,885
B1 物件費計 (B2除く)	30,855	37,001	△ 6,146
B1' 物件費計(消費税控除後)	29,386	35,239	△ 5,853
B2 建物等賃借料			0
C 補助費等		15,686	△ 15,686
C' 補助費等(消費税控除後)	0	14,939	△ 14,939
D 維持補修費	100		100
D' 維持補修費(消費税控除後)	95		95
E その他			0
E' その他(消費税控除後)			0
F コスト1(B1'+C')	29,386	50,178	△ 20,792
G コスト2(A+B1'+C')	51,904	56,811	△ 4,907
H コスト3(A+B1'+C'+D'+E')	51,999	56,811	△ 4,812

【施設使用料】

① 施設使用料	7,068	7,492	△ 424
② 行政財産使用料	80		80
③ 国・都補助金			0
④ 雑入			0
⑤ 減免分収入換算額	49,576	23,367	26,209
⑥ 算定対象収入額(①+⑤)	56,644	30,859	25,785

【乖離状況】

コスト1/収入額(F/⑥)	0.52倍	1.63倍	
コスト2/収入額(G/⑥)	0.92倍	1.84倍	
コスト3/収入額(H/⑥)	0.92倍	1.84倍	

◇前回調査(14年度決算)との増減分析

【乖離状況】 1.84倍(14年度)→0.92倍(19年度)

要因分析

【コスト】 △4,907	・人件費	△15,885
	・物件費	△5,853
	・補助費等	△14,939

物件費の主な減内容→(賃金△4,917、需用費△610)

※補助費等における減は、学校開放協力員への報償であり、児童・生徒に対する個人開放が主であり、19年度は対象外とした。

【収入】 +25,785	・施設使用料	△424
	・減免換算額	+26,209

【施設コスト】

	19年度	14年度	19-14	
算定職員数	正規職員	1.50		1.5
	非常勤職員	3.00	2.00	1.0
計	4.50	2.00	2.5	
人件費計 A	22,518	6,633	15,885	
正規職員	12,972		12,972	
非常勤職員	9,546	6,633	2,913	
物件費計 B	30,855	37,003	△ 6,148	
賃金	28,691	33,854	△ 5,163	
旅費			0	
需用費	1,936	2,600	△ 664	
光熱水費			0	
食糧費		24	△ 24	
一般需用費	1,936	2,576	△ 640	
役務費		80	△ 80	
委託料	0	145	△ 145	
受付・運転・清掃等			0	
保守委託		145	△ 145	
その他			0	
使用料及び賃借料	0	125	△ 125	
土地・建物(共益費・敷金含)			0	
その他		125	△ 125	
備品購入費・その他	228	199	29	
補助費等 C	0	15,687	△ 15,687	
報償費		12,383	△ 12,383	
役務費(保険料)		1,516	△ 1,516	
負担金補助		1,788	△ 1,788	
公課費			0	
維持補修費 D	100	0	100	
需用費(建物修繕)	100		100	
工事請負費			0	
原材料費			0	
備品購入費			0	
その他 E			0	
計 B+C	30,855	52,690	△ 21,835	
合計2 A+B+C	53,373	59,323	△ 5,950	
合計1 A+B+C+D+E	53,473	59,323	△ 5,850	

【施設使用料】

①施設使用料	7,068	7,492	△ 424
②行政財産使用料			0
③国・都補助金			0
④雑入			0
⑤収入額計(=決算額)①+②+③+④	7,068	7,492	△ 424
算定対象外収入額②+③+④	0	0	0
⑥減免分収入換算額	49,576	23,367	26,209
算定対象収入額①+⑥	56,644	30,859	25,785

施設使用料プロジェクトチーム 検討経過

◆20年度施設使用料PTにおける検討経過

月日	PT会議	主な検討内容
平成20年5月30日	第1回PT	1. 前回(16年10月)改定内容とそれ以降の経過について 2. 20年度施設使用料適正化PTの検討課題について 3. 施設使用料に関する調査の実施について 4. 20年度施設使用料適正化PTのスケジュールについて 5. 会議の非公開について
平成20年7月31日	第2回PT	1. 前回改定時(16年10月)の議会の反応について 2. 施設使用料調査の結果について(19年度決算) 3. 所管課検討事項の中間報告 (1) 指定管理者導入施設 (2) 学童クラブ利用料 (3) 幼稚園保育料 (4) 区民ひろばの集会室
平成20年11月17日	第3回PT	1. 直営施設及び指定管理者施設における改定の要否について (1) 指定管理者導入施設課題検討チーム報告 (2) 直営施設及び指定管理者導入施設の改定の要否 2. 学童クラブ利用料の検討結果報告と改定の要否 3. 幼稚園保育料の検討結果報告と改定の要否 4. 区民ひろばの集会室について

20年度 施設使用料適正化プロジェクトチーム名簿

	所 属	氏 名	所管施設
リーダー	1 政策経営部長	横田 勇	
サブリーダー	2 財政課長	吉末 昌弘	
メンバー	3 企画課長	斎藤 雅人	
メンバー	4 行政経営課長	石橋 秀男	
メンバー	5 総務課長	東澤 昭	区役所構内駐車場
メンバー	6 男女平等推進センター所長	八巻 規子	男女平等推進センター
メンバー	7 施設計画課長	橋爪 力	
メンバー	8 区民活動推進課長	齊藤 忠晴	南池袋斎場
メンバー	9 地域区民ひろば課長	神田 光一	区民集会室、目的外使用施設
メンバー	10 生活産業課長	高橋 葉夏	勤労福祉会館、生活産業プラザ
メンバー	11 学習・スポーツ課長	石井 雄三	体育施設、地域文化創造館(南大塚ホール含)
メンバー	12 文化観光課長	栗原 章	区民センター、公会堂、区民集会室、目的外使用施設
メンバー	13 文化デザイン課長	上野 仁志	あうるすぽっと、熊谷守一美術館
メンバー	14 子ども課長	川地 雅文	学童クラブ、区民集会室、目的外使用施設
メンバー	15 交通安全課長	原島 克典	自転車駐車場
メンバー	16 公園緑地課長	石井 昇	目白庭園
メンバー	17 教育総務課長	山根 斎	幼稚園 目的外使用施設(学校開放施設)

別添資料

資料1	指定管理者導入施設課題検討チーム検討結果報告	P 29
資料2	学童クラブ利用料について（検討報告）	P 37
資料3	区立幼稚園保育料等見直し検討結果について	P 43

《20年度施設使用料適正化PT》

指定管理者導入施設課題検討チーム
検討結果報告

平成20年11月17日

《目次》

	ページ
1．指定管理者導入施設の使用料改定について・・・・・・・・・・	31
2．使用料改定についての比較表・・・・・・・・・・	33
3．利用料金制を採用する指定管理者導入施設一覧・・・・・・・・	34
4．施設コストと施設使用料等収入との乖離状況・・・・・・・・	35

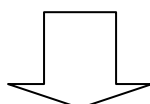
【指定管理者導入施設課題検討チームメンバー】

財政課長	吉末 昌弘
行政経営課長	石橋 秀男（リーダー）
生活産業課長	高橋 葉夏
学習・スポーツ課長	石井 雄三
文化観光課長	栗原 章
文化デザイン課長	上野 仁志
交通安全課長	原島 克典
公園緑地課長	石井 昇

1 指定管理者導入施設の使用料改定について

(1) 基本的な考え方

- ・ 指定管理者の導入は、区が公の施設を運営するための手段であり、直接的には区民と無関係である。
- ・ 指定管理者を導入するか否かは、政策的判断によるもので流動的である。



指定管理者が導入されているか否かに関わらず、公の施設については共通の方法で使用料を改定することが望ましい。

改定時期 施設ごとの指定期間に関わらず、直営施設と同じサイクルで見直しを行う。

算定方法 施設ごとの事業報告・収支報告等を基に、直営施設と同様に算定する。

改定率 施設ごとではなく、従来ของกลุ่ม別の改定率を維持する。

(2) 共通の方法で改定する場合の問題点

- a 指定管理者の事業計画は、現行使用料を前提としている。そのため、指定期間中に利用料金の上限としての使用料が改定されると、事業計画の内容である使用料収入に影響する。その場合には使用料収入の増減分を考慮して指定管理料を変更しなくてはならないが、収入がどう増減するかは算定が困難である（増額改定された場合は利用者数が減少、減額改定された場合は利用者数が増加すると考えられるが、その数は予測困難）。

【提案】

使用料を増額改定した場合、指定期間中においては利用料金を据え置く（利用料金は、条例の使用料の範囲で区長の承認を得て定めることとされている）。

使用料減額となった場合は、利用料金が上限（＝使用料）に設定されている現状においては、利用料金も減額となり利用料金収入は減少すると考えられるので、年度協定において減少分を見込んで指定管理料を増額する。この算定は、利用者の増加による収入増をも考慮しなければならないので困難ではあるが、使用料減額となるケースは限定されると思われるので、十分に余裕を持って年度協定の交渉を行えばトラブルは生じないと考えられる。

b 指定管理者の各年度の収支計画は、コストを平均化しているわけではない。指定期間の総コストから採算を計算している場合がある。

【提案】

利用料金が減額された時点から将来に渡っての「得べかりし利益」を補償（指定管理料の増額）すれば、指定期間全体に渡っての収支計画に影響はないと考えられる。

c 指定管理者が努力により経費節減に成功した場合に使用料を下げることになり、指定管理者の経営意欲に悪い影響を与える。

【提案】

減収分については指定管理料の増額を行うので指定管理者に不測の損害を与えるものではない。

d 指定管理者導入の自転車駐車場と直営の駐車場の均衡をどのように図るか

【提案】

同種施設については、従来 of 算定方法と同じく施設全体のコストと収入で改定率を決定する。また、駅からの距離などにより政策的に使用料に差を設けるべきことは、導入施設と直営施設で違いはない。

e 指定管理者施設のコスト、収入に係る情報は直営施設の場合と同様に把握できるか
その他算定についての問題点はないか

【提案】

指定管理者から提出される事業報告・収支報告だけでは、直営施設と同様の情報を把握することは難しい。事業報告・収支報告の様式や内容のある程度統一する必要がある。

2 使用料改定についての比較表

			公の施設	
運営方法			直営	指定管理者による管理代行
使用料の改定方法			同左	
算定要素	施設コスト	人件費	区職員の平均給与額 × 施設維持管理業務従事職員数	【問題点】 ・基準にすべき給与額の設定 ・施設維持管理業務従事職員数 算定では指定管理者の19年度事業報告の人件費実績をもとにした。
		物件費	算入（土地建物賃借料、設備リース料は除く。）	算入（土地建物賃借料、設備リース料は除く。）
		補助費等	算入	算入
		維持補修費	除外	除外
		消費税	控除（人件費は対象外）	控除（人件費は対象外）
		自主事業に係るコストの扱い		自主事業収入を除外することとの関係で、自主事業に係る費用を除外した。 算定では全施設コストについて一定比率で自主事業にかかるコストを除外した。
	使用料収入	減免分の扱い	減免対象となった収入額を換算し算定する。	減免対象となった収入額を換算し算定する。ただし、減免の内訳が不明な施設がある。 算定では、一般利用者の利用内訳を参考に減免数を按分した。
		自販機その他物販の収入	除外	除外
その他の問題点			指定管理者の収支報告は統一基準で作成されていないため、収支項目の分類が区とは異なり、かつ指定管理者ごとにまちまちである。	

3 利用料金制を採用する指定管理者導入施設一覧(平成20年度)

No.	主管課	施設名	所在地	指定管理者名	指定期間	備考
1	生活産業	勤労福祉会館	豊島区 西池袋2-37-4	財団法人 としま未来文化財団	平成20年 4月 1日から 平成22年 3月31日まで	
2	文化デザイン	舞台芸術交流センター (あうるすぽっと)	豊島区東池袋4-5-2 ライズアリーナビル 2階・3階	財団法人 としま未来文化財団	平成19年 4月 1日から 平成23年 3月31日まで	19年度開設(指 定)のため調査対 象から除外
3		熊谷守一美術館	豊島区千早2-27-6	株式会社 榎	平成19年11月 1日から 平成25年 3月31日まで	
4	文化観光	豊島区民センター	豊島区 東池袋1-20-10	財団法人 としま未来文化財団	平成17年 4月 1日から 平成22年 3月31日まで	
5		豊島公会堂	豊島区 東池袋1-19-1			
6		駒込地域文化創造館	豊島区 駒込2-2-2	財団法人 としま未来文化財団	平成20年 4月 1日から 平成23年 3月31日まで	
7		巣鴨地域文化創造館	豊島区 巣鴨4-15-11			
8		南大塚地域文化創造館	豊島区 南大塚2-36-1			
9		雑司が谷地域文化創造館	豊島区 雑司が谷3-1-7			
10		千早地域文化創造館	豊島区 千早2-35-12			
11	学習・ スポーツ	巣鴨体育館	豊島区 巣鴨3-8-7	NAS・クリス共同事業体	平成17年 4月 1日から 平成22年 3月31日まで	
12		雑司が谷体育館	豊島区 雑司が谷3-1-7	株式会社 コナミスポーツ&ライフ	平成17年 4月 1日から 平成22年 3月31日まで	
13		三芳グラウンド	埼玉県入間郡三芳町 上富382-1	日本テニス事業協会 共同事業体	平成17年 4月 1日から 平成22年 3月31日まで	
14		池袋スポーツセンター	豊島区 上池袋2-5-1	株式会社 ビーウォッシュ	平成17年 4月 1日から 平成22年 3月31日まで	22年度廃止
15		西池袋温水プール	豊島区 西池袋4-7-5			
16		豊島体育館	豊島区 要町3-47-8	豊島区体育協会グルー プ	平成18年 4月 1日から 平成22年 3月31日まで	
17		西巣鴨体育場	豊島区 西巣鴨4-22-19	日本テニス事業協会 共同企業体	平成18年 4月 1日から 平成22年 3月31日まで	
18		総合体育場	豊島区 東池袋4-41-30			
19	交通安全	巣鴨駅北自転車駐車場	豊島区 巣鴨2-7-11	日本コンピュータ・ダイミクス 株式会社	平成17年 4月 1日から 平成22年 3月31日まで	
20		巣鴨駅南自転車駐車場	豊島区 巣鴨1-13-8			
21		巣鴨駅第三自転車駐車場	豊島区 巣鴨2-9			
22	公園緑地	目白庭園	豊島区 目白3-20-18	西武グループ 環境パートナーズ	平成17年 4月 1日から 平成22年 3月31日まで	

4 施設コストと施設使用料との乖離状況(指定管理者導入施設19年度実績)

単位:円

施設名	区民センター 公会堂	勤労福祉会館	地域文化創造館	巣鴨体育館	雑司が谷体育館	三芳グラウンド	池袋スポーツセンター 西池袋温水プール	豊島体育館	総合体育場 西巣鴨体育場	巣鴨駅北・南・第 三自転車駐車場	目白庭園 (赤鳥庵)
a 人件費	37,056,015	40,927,217	134,708,321	39,529,068	32,845,050	17,066,928	110,253,558	18,039,005	23,644,507	0	6,586,219
b 物件費	120,469,810	66,734,750	94,732,087	23,741,990	52,433,882	12,035,519	121,681,527	23,806,741	22,093,951	35,032,775	11,049,063
c 賃借料	493,920	1,175,098	604,998	1,937,331		3,899,655	18,952,975	3,262,610	1,633,267	620,495	
d 補助費	91,832	108,000	106,887	147,739	0	645,890	54,176	424,368	592,179	10,459	107,343
e 維持補修費	3,452,360	3,511,330	3,343,130	8,388,480		7,740,800	3,452,369	233,740	1,344,389		
a+b+d	157,617,657	107,769,967	229,547,295	63,418,797	85,278,932	29,748,337	231,989,261	42,270,114	46,330,637	35,043,234	17,742,625
1-自主事業比率	1.00	0.99	0.93	0.69	0.89	0.92	0.94	0.86	0.83	1.00	0.87
施設コスト	157,617,657	106,692,267	213,478,984	43,758,970	75,898,249	27,368,470	218,069,905	36,352,298	38,454,429	35,043,234	15,436,084

使用料等	112,855,330	43,696,395	61,832,195	29,650,870	25,977,951	12,250,425	116,152,045	16,332,340	24,821,010	43,421,050	4,285,200
減免分収入換算額	21,252,900	2,974,000	3,918,570	1,555,073	1,612,275	668,725	18,299,100	1,806,090	10,485,346	1,285,483	0
収入	134,108,230	46,670,395	65,750,765	31,205,943	27,590,226	12,919,150	134,451,145	18,138,430	35,306,356	44,706,533	4,285,200

乖離率 (施設コスト/収入)	1.18	2.29	3.25	1.40	2.75	2.12	1.62	2.00	1.09	0.78	3.60
前回乖離率	1.21	1.52	(青年館含) 3.24	1.79	2.69	4.56	1.28	2.84	2.19	(全駐車場) 1.06	3.87

施設種類別乖離率	1.93			1.69				0.78		3.60	
----------	------	--	--	------	--	--	--	------	--	------	--

- 舞台芸術交流センター、熊谷守一美術館は19年度開設のため、調査対象施設から除外した。
- 人件費については、純粋に維持管理にかかるもの以外に本部職員人件費が含まれているものがある。
- 賃借料及び維持補修費は公的負担部分として施設コストへ算入しない。
- 自主事業比率 = 自主事業参加者数 / 施設利用者総数

乖離状況についての補足説明

(1) 集会施設（区民センター、公会堂、勤労福祉会館、地域文化創造館）

勤労福祉会館、地域文化創造館については、乖離率がそれぞれ 2.29、3.25 とかなり大きくなっている。

しかし、これらの施設を管理する指定管理者の計上する人件費には本部職員分が含まれており、純粋に施設の維持管理に費やされている人件費が不明である。

(2) 体育施設

雑司が谷体育館、池袋スポーツセンター及び西池袋温水プールの乖離率はそれぞれ 2.75、1.62 で、前回改定時の 2.69、1.28 を上回る状況となっている。これは、人件費の算定が不正確（純粋に施設の維持管理に要する人件費を調査することが困難であり、計上された人件費の中に施設の維持管理に直接係わらない部分が含まれていると思われる）であることと、池袋スポーツセンター・西池袋温水プールについては使用料等の収入が前回調査時より減少していることが影響していると考えられる。

しかし、体育施設全体で見ると、前回の乖離率 1.81 に対し 1.69 とある程度の改善が見られ、人件費の算定が不正確であることも併せれば、実際にはさらに乖離率は縮小していると思われる。

(3) 自転車駐車場

乖離率は 0.78 であるが、自転車駐車場の使用料は直営施設と同一基準で改定を検討すべきである。

(4) 目白庭園

乖離率は 3.60 と大きいですが、赤鳥庵と庭園部分の維持管理経費が分離できないことによるものと考えられる。

学童クラブ利用料について（検討報告）

平成 20 年 11 月

子ども家庭部子ども課

1. 検討結果の概要

学童クラブ利用料については、現行の月額 3,000 円を継続する。

（理由）

児童館から子どもスキップへの移行過程での利用料改定は保護者の理解を得難く、子どもスキップへの円滑な移行を推進する上でも支障が生じる懸念は否定できない。

学童クラブを運営するための経費は、非常勤職員の活用や施設形態の変化などにより、有料化を開始した当時よりそのコストは大きく減少している。引き続き応分の負担が必要な状況に変わりはないが、改定に向けての材料としては消極的な要素といえる。

これらを含めた諸状況を総合的に勘案すると、現段階においては現行の月額 3,000 円を継続することが適当と考える。

2. 学童クラブの現況

(1) 学童クラブ数・利用児童数

現在、学童クラブ事業は、児童館学童クラブ、子どもスキップ学童クラブ及び児童育成室の三つの形態で運営されている。公共施設の再構築の一環として児童館の廃止と子どもスキップへの移行を進めるなか、平成 20 年度の学童クラブ数は児童館 8、子どもスキップ 14、児童育成室 1 の合計 23 クラブとなっている。

学童クラブの利用児童数は 19 年度で延べ 212,825 人であった。登録児童数は 20 年 4 月 1 日現在で 1,126 人、1 学童クラブ当たり平均は 49 人である。区立小学校 1 年生から 3 年生の 31% が登録してことになる。

なお、区内では民間の学童クラブ事業は実施されていない。

学童クラブ数の推移

（各年度4月1日現在、単位:所）

学童クラブ	12年度 (2000)	13年度 (2001)	14年度 (2002)	15年度 (2003)	16年度 (2004)	17年度 (2005)	18年度 (2006)	19年度 (2007)	20年度 (2008)
児童館	24	24	22	22	21	17	13	10	8
児童育成室	3	3	3	3	3	3	2	1	1
子どもスキップ	-	-	-	-	1	4	9	12	14
合計	27	27	25	25	25	24	24	23	23

学童クラブ利用児童数・登録児童数の推移

（登録児童数は各年度4月1日現在、単位:人）

	12年度 (2000)	13年度 (2001)	14年度 (2002)	15年度 (2003)	16年度 (2004)	17年度 (2005)	18年度 (2006)	19年度 (2007)	20年度 (2008)
延べ利用児童数	182,444	185,564	189,837	210,567	200,048	194,757	202,478	212,825	-
登録児童数	1,001	1,001	991	1,079	1,049	1,057	1,088	1,149	1,126
1クラブ平均	37	37	40	43	42	44	45	50	49

(2) 学童クラブ管理運営経費

学童クラブ管理運営経費は、職員関係経費を含め平成 19 年度決算ベースで年間 329,219 千円と算出した。23 学童クラブの平均は 14,314 千円、児童 1 人あたりに換算すると年額 287 千円、月額で 24 千円となる。

施設形態別の状況でみると、子どもスキップは 142,982 千円で平均 11,915 千円、児童館は 171,162 千円で平均 17,116 千円、児童育成室は 15,075 千円となる。

学童クラブ管理運営経費（19 年度決算ベース） (単位:千円)

	子どもスキップ	児童館	児童育成室	合計	構成比
人件費	133,093	156,749	14,031	303,873	92.3%
常勤	44,088	72,645	8,350	125,083	38.0%
非常勤	59,575	62,069	3,101	124,745	37.9%
臨時	29,430	22,035	2,580	54,045	16.4%
事業費	1,384	1,090	147	2,621	0.8%
維持管理費	8,505	13,323	897	22,725	6.9%
合計	142,982	171,162	15,075	329,219	100.0%
学童クラブ数	12所	10所	1所	23所	-
登録児童数	568人	533人	48人	1,149人	-
1クラブ当たり平均経費	11,915	17,116	15,075	14,314	-
1人当たり平均(年額)	252	321	314	287	-
1人当たり平均(月額)	21	27	26	24	-
学童クラブ利用料充当額	16,266	15,558	1,651	33,475	-
充当額差引後	126,716	155,604	13,424	295,744	-
1人当たり平均(年額)	223	292	280	257	-

※「登録児童数」及び「学童クラブ数」は平成19年4月1日現在の数値。

※学童クラブ管理運営経費は、各施設の運営費決算額及び人件費(想定額)を利用者数等をもとに按分し算出した。

(3) 学童クラブ利用料収入

平成 19 年度の利用料収入額は 33,475 千円で、うち現年度分は 33,156 千円であった。減額及び免除の状況をみると、318 人に対し 6,742 千円の減免を行っている。

学童クラブ利用料の収入状況 (単位:件、千円)

	件数				収入額				
	調定	収入済	不納欠損	収入未済	調定	収入済	不納欠損	収入未済	収入歩合
現年度	11,725	11,675	0	50	33,270	33,156	0	114	99.7%
過年度	304	116	28	160	764	319	68	377	41.8%
合計	12,029	11,791	28	210	34,034	33,475	68	491	98.4%

学童クラブ利用料の減免状況

	減免合計	免除			5割減額				免除・減額金額(千円)		
		生活保護	非課税	計	均等割課税	就学援助	2人以上入所	計	免除	5割減額	計
人数	318	12	114	126	11	121	60	192	-	-	-
延べ人数	3,237	135	1,189	1,324	129	1,229	555	1,913	3,972	2,770	6,742

(4) 運営費に占める利用料の割合

平成 19 年度決算ベースでの運営費に占める利用料割合は決算額で 10.17%、決算額から諸条件を加減した後の換算額では 12.51%となっている。

運営費に占める利用料割合の状況（19 年度決算ベース）

(単位:千円)			(単位:千円)		
運営費	利用料収入	負担割合	運営費換算額 (保険料納付金分を控除)	利用料収入換算額 (現年度調定額+減免額)	負担割合
329,219	33,475	10.17%	319,943	40,012	12.51%

3. 学童クラブ利用料に係る検討内容

(1) 徴収開始・利用料設定の経緯の整理

学童クラブ利用料は平成 12 年度から徴収を開始した。学童クラブ事業という性格を踏まえ、保護者に一定の受益者負担を求めることとしたものであり、背景には、平成 10 年の児童福祉法の改正により学童クラブが「放課後児童健全育成事業」として法定化され、必要経費の一部を保護者から徴収することができるとの国や都の考え方が示されたこと、また、当時の厳しい財政状況への対応(「行財政改革計画」に位置付け)という側面があった。

なお、徴収開始に際しては、当該事業を条例に位置付けるとともに、入会条件の明確化や全学童クラブの利用時間を午後 6 時までまでに延長するなど、保護者のニーズに沿った運営面での改善も行った。

条例では「月額 4,000 円を超えない範囲で区長が定める」、規則で「月額 3,000 円」と規定した。条例の規定額は、当時の学童クラブ運営経費や国基準による保護者負担額想定(月額 4,789 円)などを参考とし、規則の額は条例審議における常任委員会での意見等を踏まえながら決定したと推察される。なお、学童クラブ利用料は 12 年度に設定した当初の月額 3,000 円から現在まで改定は行っていない。

(2) 平成 19 年度と平成 9 年度との状況比較

学童クラブの運営等に関する諸状況について、平成 19 年度と 9 年度(徴収検討時のデータ)の年度間比較を行った。

10 ヶ年が経過する中、非常勤職員の積極的な活用や施設形態の過半が児童館内から小学校内に移行したことなどにより、管理運営に要するコストは大きく減少しており、運営経費に占める利用料の割合も高まっている。

学童クラブ運営等に関する 19 年度と 9 年度の状況

(単位:千円)

	19年度 (2007)	構成比	9年度 (1997)	構成比	差異
人件費	303,873	92.3%	473,561	89.0%	△ 169,688
常勤	125,083	38.0%	435,296	81.8%	△ 310,213
非常勤	124,745	37.9%	24,173	4.5%	100,572
臨時	54,045	16.4%	14,092	2.6%	39,953
事業費(維持管理等)	25,346	7.7%	58,516	11.0%	△ 33,170
管理運営費合計	329,219	100.0%	532,077	100.0%	△ 202,858
学童クラブ数	23所	-	27所	-	△ 4所
登録児童数	1,149人	-	944人	-	205
1クラブ当たり平均経費	14,314	-	19,707	-	△ 5,393
1人当たり平均(年額)	287	-	564	-	△ 277
1人当たり平均(月額)	24	-	47	-	△ 23
運営費に占める 利用料の割合	12.51%	-	7.00%	-	5.51ポイント

※「登録児童数」の19年度は4月1日現在、9年度は10年度の平均在籍児童数で代用。

※9年度の「運営費に占める利用料の割合」は月額3,000円程度とした場合の推計値。

(3) 23区学童クラブ利用料の比較

23区の学童クラブ利用料の設定状況を見ると、平成19年5月1日現在で無料が4区、有料が19区であった。

有料化している19区の金額は、月額550円から6,000円までの範囲に設定されており最も多いのは4,000円で7区、豊島区は3番目に低い額に設定されている。

23区平均額(無料を含む)は3,363円、有料としている19区の平均額は4,071円である。

なお、本区の子どもスキップと同様に小学生の放課後対策事業の中で学童クラブ事業を展開する区は、比較的低額の利用料設定となっている。

23区学童クラブ利用料の状況

区分	区名
無料	中央区、港区、世田谷区、渋谷区
550円	品川区
2,000円	千代田区
3,000円	杉並区、豊島区
4,000円	文京区、台東区、江東区、目黒区、大田区、荒川区、江戸川区
4,400円	中野区、板橋区
4,500円	墨田区
5,000円	北区、葛飾区
5,500円	練馬区
6,000円	新宿区、足立区
23区平均	3,363円
有料19区平均	4,071円

資料：「学童クラブ区市町村別事業実施状況(平成19年5月1日現在)・東京都」

一部上限額で示されているものもある。

(4) 学童クラブ事業の性格と受益者負担の妥当性

児童館から子どもスキップへの移行を進めるなか、学童クラブ利用料のあり方について有料としていることも含めた課題の提起が一部にある。このため、本区が実施する学童クラブ事業と受益者負担について考え方の再整理を行った。

① 子どもスキップ展開に伴う学童クラブ利用保護者の状況

区は児童館から子どもスキップへの移行にあたり、学童クラブの機能については維持・継続するとして保護者へ説明し、理解を得てきた。その中で、保護者への説明時における反応やスキップ移行後の利用に関して、主に次のような状況が見受けられる。

まず、子どもスキップ学童クラブでは、年間を通じてクラブ固定の専任職員は配置せず、職員全員のローテーションによる担当制をとっている。児童館学童クラブが固定制であるため、スキップ導入前にはこれまでどおりの運営(サービス)が維持されるのかを不安視する声が多かった。

また、子どもスキップの特色として、登校前に子どもと保護者で帰宅時間の約束があれば、直接学校からスキップに立ち寄り、遊ぶことができる（直接利用方式）。この場合、学童クラブに登録した児童との利用の違いが分かりずらくなるため、学童クラブ利用の保護者からは月額 3,000 円の利用料の中身が不明瞭との指摘も少なくない。

このほか、子どもスキップに移行した学童クラブでは、直接利用であっても保護者の就労時間帯の見守りは確保されるとの家庭の判断で、学童クラブを退会させる状況もみられる。特に 3 年生になると自主的な活動をしてみたい、あるいはさせたいという子ども、保護者双方の意向により退会するケースが見受けられる。

② 学童クラブと一般利用の相違点

学童クラブ事業は利用登録した児童に対して、一定の時間学童クラブ室(子どもスキップではコアスペース)という専用のスペースと担当職員を配置（児童館は固定制、子どもスキップはローテーション制）してサービスを提供する事業である。同じ児童館や子どもスキップを利用している一般利用と比較しても、特定のサービスを継続的に提供するという点においてその性格は異なるものである。

学童クラブと一般利用を比較すると、概ね次のように整理できる。

項目	学童クラブ利用児童		一般利用児童		
	スキップ	児童館	スキップ	児童館	
出欠席の確認	有り		無し		
帰宅時間の確認	有り		無し		
宿題の声かけ	有り		無し		
学童クラブ行事	有り		無し		
保護者会・個人面談	有り		無し		
連絡帳	有り		無し		
間食の提供	有り（希望者）		無し		
専用スペース	有り		無し		
専用遊具	有り		無し		
利用時間	平日	18 時まで	18 時まで	校庭開放 終了まで	18 時まで
	土曜日	9 時～17 時	9 時～17 時	10 時～17 時 (又は校庭開放 終了まで)	9 時～17 時
	学校休業日	9 時～18 時	9 時～18 時	10 時～校庭開放 終了まで	10 時～18 時
職員の係わり	個別的、集団的指導 を通じた援助		ゆるやかな見守り (児童館は児童厚生施設)		

③ 受益者負担の妥当性

学童クラブ登録児童と一般利用児童は、学童クラブ室（コアスペース）以外においては施設内でともに遊び、相互に交流しながら活動している。このため、一つの活動の中では職員の係わりなどで大きな違いがないように外観できる場合もある。

しかしながら学童クラブ事業は、上記のとおり特定の人（児童・保護者）に対して所要のサービスを提供するものであり、運営形態が変化する中においても引き続き一定の受益者負担は必要であると考ええる。

また、税金をもとに実施している事業である以上、特定のサービスを利用している人と利用していない人とのバランスを考慮する必要性や、基本的には保護者が就労等により一定の収入を得るために児童を預けるといった側面からも、保護者の一定の負担は必要と考える。

（５）今回の利用料改定の要否の判断

区では平成 16 年度以降、全ての小学校区での子どもスキップ展開に向けて段階的に取り組んでいる。児童館から子どもスキップへの移行にあたっては、それまでの学童クラブの機能を維持・継続することとしており、今後も同様の方向で対応していく予定である。機能を継続していく以上、移行過程での利用料改定は保護者の理解を得難く、子どもスキップへの円滑な移行を推進する上でも支障が生じる懸念は否定できない。

また一方、学童クラブを運営するための経費は、非常勤職員の積極的な活用や施設形態の過半が児童館内から小学校内に移行したことなどにより、有料化を開始した当時よりそのコストは大きく減少している。運営経費に占める利用料の割合も高まっており、引き続き応分の負担が必要な状況に変わりはないが、改定に向けての材料としては消極的な要素であるといえる。

よって、これらを含めた諸状況を総合的に勘案すると、現段階においては現行の月額 3,000 円を継続することが適当と考える。

4. 今後の課題

児童館から子どもスキップへの移行期における学童クラブの利用料については、基本的に子どもスキップへの移行をすべて達成できた段階で、その見直しに着手することが望ましいといえる。

しかしながら、すべての小学校区での実施に向けては、地域や関係部局との協力・連携のもと積極的に取り組んではいるものの、その実現には今しばらくの年数を要することが見込まれる。

このため学童クラブの利用料については、今後とも、受益者負担の適正化の観点から、そのあり方も含めて定期的に状況を見極め、改定の要否を判断していく必要がある。

区立幼稚園保育料等見直し検討結果について

平成 20 年 11 月 17 日

教育委員会教育総務課

1. 検討結果

【結論】改定しない

- 【理由】 16 年 12 月の「幼稚園保育料等見直しプロジェクトチーム」の報告に基づく保育料の値上げについて、2 段階の経過措置をとったことから現行料金の実施が 19 年 4 月となり、改定後まだ 1 年しか経過していないこと
- 18 年度決算をベースとする想定保育料額（後述）と比較しても現行料金と大きな開きがないこと
- 保護者負担額の公私比較の状況は、前回改定時における公私比較の状況と比較してまだそれほど大きな開きになっていないと考えられること
- 区立幼稚園の保育料の 2 3 区の状況を勘案して近隣区との均衡にも配慮する必要があること

2. 検討内容

(1) 幼稚園保育料負担の考え方

幼稚園教育の経費負担については、教育を受けることにより個人が得る成果及び利益に応じて経費を負担するという受益者負担の側面と、教育の成果は、個人のみならず社会全体の共有財産であるとして、自治体が負担すべきであるという社会的負担の側面の両面がある。

幼稚園保育料は、単なる施設使用料というだけではなく、幼児教育提供に対する対価という性格をもつ。

幼稚園の保育料額決定にあたっては、幼稚園教育の社会に果たす役割と教育サービスの対価であるという両面を勘案して決定する必要がある。

(2) 保育料額算定についての原則

受益者負担の原則

政策反映の原則

均衡の原則・・・2 3 区、区内私立幼稚園

補完の原則・・・激変緩和措置

算定基準・・・保育料額の算定は、これらの原則を考慮して、総合的に判断して決定する。

(3) 保育料算定式により想定される保育料額

算式

$$\text{保育料} = \{ \text{幼稚園運営経費} \div \text{定数} - [(\text{投資的経費} + (\text{人件費} \times \text{政策反映の率})) \div \text{定数}] \}$$

【月額】 【受益者負担】 【政策反映(社会的側面)・・・人件費の一部参入】

÷ 12 月

18年度決算に基づく保育料額の試算

$$10,614 \text{ 円} = \{ 149,336 \text{ 千円} \div 180 - [15,736 \text{ 千円} + (122,970 \text{ 千円} \times 90\%)] \div 180 \text{ 人} \}$$

÷ 12 ヶ月

(4) 一人当たりコスト(18年度決算ベース)

施設コスト

$$\{ [\text{物件費 } 10,149 \text{ 千円 (消費税除く)} + \text{人件費 } 122,970 \text{ 千円}] \div 180 \text{ 人} \} \div 12 \text{ 月}$$

= 61,630 円

手数料コスト

$$\{ [\text{物件費 } 173,259 \text{ 円} + \text{郵送料 } 16,930 \text{ 円} + \text{人件費 } 173,259 \text{ 円}] \div 90 \text{ 人} \} \div 12 \text{ 月} = 3,346 \text{ 円}$$

(5) 私立幼稚園の保護者負担額(保育料)と公私比較

①保護者負担額平均月額

平成19年度 15園の保育料の年間負担額(大学付属2園を除く)

平均月額 25,100 円 (年額 302,200 円) ※保育料に冷暖房費等を加えた額

②私立幼稚園補助金

○平成19年度決算の私立幼稚園の保護者への補助金

i 私立幼稚園就園奨励費	66,759 千円	
ii 私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助	46,405 千円	iiiはiiに合算して補助
iii 私立幼稚園等園児保護者補助金	96,939 千円	
合 計	210,103 千円	

○一人当たりの補助金額は

$$210,103 \text{ 千円} \div 2,110 \text{ 人} \div 12 \text{ 月} = 8,298 \text{ 円(月額)}$$

③実質保護者負担額

$$\text{① } 25,100 \text{ 円} - \text{② } 8,298 \text{ 円} = \text{16,802 円}$$

④公私比較(保育料月額)

$$\text{区立幼稚園保育料 } 10,000 \text{ 円} : \text{私立幼稚園平均保育料 } 16,802 \text{ 円} = \underline{1} : \underline{1.68}$$

(【参考】16年度改正時の数値 1 : 1.47)

(6) 2 3 区 の 状 況 (平 成 2 0 年 1 1 月 調 査 別 添 資 料)

① 保 育 料 (月 額)

最 高 月 額 板 橋 区 10,200 円

最 低 月 額 江 戸 川 区 3,000 円

平 均 6,561 円

※ 豊島区の保育料 10,000 円は、高い方から 2 番目の水準である。

② 入 園 料 (入 園 手 数 料 年 額) …… 入 園 事 務 経 費

最 高 額 板 橋 区 3,200 円

手 数 料 を 取 っ て い な い 区 文 京 区 ・ 荒 川 区

平 均 額 1,574 円

※ 豊島区と同額の 3,000 円の区は 3 区である。

(7) 考 慮 事 項

○ 定 員 充 足 状 況 平 成 1 5 年 度 から 平 成 1 9 年 度 ま で の 定 員 充 足 率 は 平 均 8 7 . 2 % で あ る が 、

平 成 2 0 年 度 は 7 0 % 、 平 成 2 1 年 度 は 6 9 % (1 0 月 現 在 の 入 園 見 込 み 数) に 留 ま っ て い る 。

○ 区 立 幼 稚 園 の 2 3 区 の 保 育 料 額 と の 均 衡 を 図 る 必 要 が あ る

3 . < 参 考 > 保 育 料 改 定 経 過

改定年月	保育料			入園料		
	保育料年額 (月額)	改定率	実施時期	入園料額	改定率	実施時期
S 4 5 . 4 月	24,000 円 (2,000 円)	-	S45.4 月	1,000 円	-	S45.4 月
S 5 7 . 4 月	36,000 円 (3,000 円)	50%	S58.4 月	-	-	
S 6 1 . 4 月	48,000 円 (4,000 円)	33.3%	S62.4 月	-	-	
H 4 . 4 月	60,000 円 (5,000 円)	25%	H5.4 月	-	-	
H 1 3 . 4 月	72,000 円 (6,000 円)	20%	H14.4 月	-	-	
H17.4 月	120,000 円 (10,000 円)	66.7%	H19.4 月	3,000 円	300%	H18.4 月

施設使用料適正化に関する検討報告書

編集・発行

平成21(2009)年2月発行
豊島区施設使用料適正化プロジェクトチーム
事務局;豊島区政策経営部 財政課
〒170-8422 豊島区東池袋1-18-1
Tel (03)3981-1111(代表)